

令和8年度(2026年度)SNSを活用した観光誘客プロモーション業務
受託事業者選定審査会 審査基準

「令和8年度(2026年度)SNSを活用した観光誘客プロモーション業務受託事業者選定審査会
審査基準」に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 令和8年度(2026年度)SNSを活用した観光誘客プロモーション業務受託事業者選定審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査員が提案書を基に審査を行い、本業務の実施に最も適した提案を選定する「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に観光政策課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合は、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各審査員は提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 各審査員は、「4 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (4) 事務局は、(3)をもとに審査員ごとの各提案者の評価点数（合計）を出す。
- (5) 審査員ごとに、最も高い評価点数（合計）となった提案者に3点、2番目に高い提案者に2点、3番目に高い提案者に1点の得点を付ける。ただし、各審査員の中で同点となった者が複数者いる場合は、得点を合わせて複数者で割った数を各者の得点とする。
- (6) 事務局は、(5)をもとに各提案者の総得点を計算する。

3 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、総得点の最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補者、次点の提案者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 最高得点者が複数ある場合は、各審査員の最高評価点（合計）を取った数が最も多い者を契約候補者とする。なお、最高評価点（合計）を取った数も同数の場合は、審査員の協議により選定する。
- (3) いずれの提案も各審査員の評価点数（合計）の総計が半数未満の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

【例】

		審査員 1	審査員2	審査員3	審査員4	審査員5	総計
会社A	評価点 (合計)	80	77	83	85	88	413
	得点	2	3	3	2.5	3	13.5
会社B	評価点 (合計)	60	65	66	63	65	319
	得点	0	0.5	0	0	0	0.5
会社C	評価点 (合計)	98	70	80	85	82	415
	得点	3	2	2	2.5	2	11.5
会社D	評価点 (合計)	73	65	77	77	70	362
	得点	1	0.5	1	1	1	4.5

この結果、総得点が最も高い会社Aが契約候補者、次点の会社Cが契約次点候補者となる。

4 審査項目

	評価項目	評価基準	評 点	係 数	配点
①	企画趣旨 理解	基本仕様書の内容を理解し、記載された項目を満たす企画 が提案されているか。	5	4	20
②	内容評価	新規フォロワーの獲得、各アカウントの認知拡大およびタ グ付け投稿の増加に繋がるイベントとして、実績のあるイン フルエンサーとのタイアップや魅力あるフォトコンテス トの実施など、安定した企画・運営ができるか。	5	6	30
③	内容評価	市内の観光スポットについて、クオリティの高いPR 動画 (縦/横) とリール動画、複数本の制作が可能か。	5	5	25
④	適正価格	見積金額に適した企画提案がなされているか。	5	2	10
⑤	実施体制	提案者の組織体制は、提案した業務を確実に実行できる体 制か。	5	3	15
					100

※評点

評価	点数
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1